

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-③)

| 施策目標 | 3 総合的なバリアフリー化を推進する | | | | | | 担当部局名 | 総合政策局 | 作成責任者名 | 安心生活政策課長 岩月 理浩 | |
|--|---|---|---|---|---|---|--|---|-------------------------------|---|--------------------------------|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | 高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。 | | | | | | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け | 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 | 政策評価実施予定時期 | |
| 業績指標等 | 初期値 | 目標値 設定年度 | 実績値 | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 |
| 12 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((i)園路及び広場、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合) | ①77% ②70% ③89% ④75% ⑤47% ⑥14% ⑦ (i)約47% (ii)約32% (iii)約25% ⑧45% | ①平成23年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成21年度 ⑥平成21年度 ⑦ (i)約46% (ii)平成22年度 (iii)平成18年度 (iii)平成18年度 ⑧平成22年度 | 21年度 ①67% ②70% ③89% ④67% ⑤47% ⑥14% ⑦ (i)約46% (ii)約38% (iii)約31% ⑧41% | 22年度 ①74% ②78% ③92% ④75% ⑤48% ⑥17% ⑦ (i)約47% (ii)約39% (iii)約32% ⑧45% | 23年度 ①77% ②81% ③93% ④78% ⑤50% ⑥18% ⑦ (i)約48% (ii)約44% (iii)約33% ⑧47% | 24年度 ①81% ②82% ③93% ④79% ⑤51% ⑥集計中 ⑦ (i)約48% (ii)約44% (iii)約33% ⑧50.8% | 25年度 ①83% ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦ (i)集計中 (ii)集計中 (iii)集計中 ⑧集計中 | ①約87% ②約85% ③約95% ④約88% ⑤約54% ⑥22% ⑦ (i)約54% (ii)約50% (iii)約39% ⑧約58% | 平成27年度 | ①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)において、平成32年度までの目標値(約100%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することとしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針(国土交通大臣告示)における平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑥これまでの取組と平成14年(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(旧ハードビル法)改正)からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフロアのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値(30%)を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したものの。 ⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したものの。 | |
| 13 バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機) | ①45.7% ②- ③- ④12,256台 ⑤18.1% ⑥81.4% | ①平成22年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成22年度 ⑥平成22年度 | ①45.7% ②- ③- ④11,165台 ⑤18.0% ⑥70.2% | ①49.5% ②35.5% ③3.0% ④12,256台 ⑤18.1% ⑥81.4% | ①52.8% ②38.4% ③3.3% ④13,099台 ⑤20.6% ⑥86.1% | ①55.8% ②41.0% ③3.6% ④13,856台 ⑤24.5% ⑥89.2% | ①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 | ①約60% ②約52% ③約12% ④20,000台 ⑤約34% ⑥約90% | ①～⑤平成27年度 ⑥平成32年度 | 移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。航空機については設定した目標値を平成23年度末に達成したことから、基本方針において目標としている数値を新たに設定した。 | |
| 14 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化) | ①37% ②9.5% | 平成20年 | - | - | - | - | 集計中 | ①59% ②18.5% | 平成27年 | 高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(一定:75%(H32)、高度:25%(H32))を基に、現況値とH32年の目標値との差を按分し、H27年の数値を形式的に設定したものの。 | |
| 15 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 | 16% | 平成20年 | - | - | - | - | 集計中 | 23% | 平成27年 | 高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(28%(H32))を基に、現況値とH32年までの目標値との差を按分し、H27年の数値を形式的に設定したものの。 | |

| 達成手段 (開始年度) | 26年度 行政事業レビュー 事業番号 | 予算額計(執行額) | | | 26年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | 関連する 業績指標 等番号 | 達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム) |
|------------------------------------|--------------------------|------------------|---------------|---------------|----------------------------|---|---------------------|---------------------------------------|
| | | 23年度 (百万円) | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | | | | |
| (1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進 (平成18年度) | 19 | 44 (33) | 39 (29) | 35 | 37 | 建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が平成18年12月から施行された。本法では、バリアフリー施策のスパイラルアップ及び心のバリアフリーについては、国の責務とされている。これを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策として、1)当事者参画によるスパイラルアップのための体制の確立に向けた施策関連事業、2)地方公共団体のための基本構想作成等促進事業、3)心のバリアフリーの推進関連事業を推進する。 | 12 | |
| 施策の予算額・執行額 | | 2,310 (2,150) | 39 (29) | 35 | 37 | 施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの) | なし | |